検察官による容疑者との取引等に関する質問主意書

提出者

浅

野貴

博

検察官による容疑者との取引等に関する質問主意書

本年十月二十五日付の東京新聞二十五面に掲載されている 「暴走の源流 裁かれる権力犯罪4」 の記事の

中に、 「目の届かない密室では、 強引な取り調べだけでなく、不透明な取引も起こり得る。

拘置中に国井弘樹検事(三五)の取り調べを受けていた暴力団

二〇〇七年八月、さいたま地検熊谷支部。

組長が、指名手配中の組員に電話をかけた。 組長は隠してあった拳銃を移し替え、その上で出頭するよう指

示した。

拘置中の電話や拳銃移し替えは、 ルールを逸脱している。 組長に求められるまま、 国井検事はそれを許し

た。

だが、 東京高検とさいたま地検は内部調査に着手したものの 『違法行為はなかった』 と判断した。 検事総

長が口頭注意しただけで懲戒処分はなかった。」との記述(以下、 「記述」という。)がある。 右を踏ま

え、以下質問する。

「記述」は事実か。確認を求める。

「記述」にある国井検事の行為は、どう法令に違反するのか説明されたい。

_

 \equiv 「記述」には、 国井検事の行為をめぐり、 検察庁として内部調査に着手したとあるが、 当時同庁として

どのような調査を行ったのか。 調査の担当責任者、 調査対象となった者の当時の官職氏名、 調査 0 期間、

方法並びに右を記録した文書の有無等、詳細を明らかにされたい。

兀 三の調査結果に関し、当時検察庁として国民に対し、どう説明責任を果たしたのか明らかにされたい。

五. 「記述」には、当時の国井検事の行為に対し、さいたま地方検察庁と東京高等検察庁として違法行為は

なかったとの判断を下したとあるが、 右の根拠は何か説明されたい。

六 五の当時の判断は妥当であったか。 柳田稔法務大臣の見解如何

七 「記述」 には、 当時の国井検事に対し、 検事総長が口頭注意しただけで懲戒処分は下されなかったとの

ことであるが、右の根拠は何か説明されたい。

八 七の当時の処分は妥当であったか。柳田大臣の見解如何。

右質問する。